

## 5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

### [1] 都市福利施設の整備の必要性

中心市街地およびその周辺には、市役所をはじめ、図書館、福祉健康センターなどの社会福祉施設や、コミュニティの拠点となる多くの施設が立地している。

また、第1期中心市街地活性化基本計画では、伊勢市駅前地区の再開発施設に、「赤ちゃんから高齢者まで」「健康づくりから福祉サービスまで」総合的な相談と支援を行う保健福祉拠点が整備されている。第2期中心市街地活性化基本計画では、拠点施設による切れ目のない福祉サービス、同じ施設に整備されているハローワークと連携した就労支援の強化などにより、働きやすく暮らしやすいまちづくりを促進させるとともに、地域や商店街と連携した取組を進め、人が集いにぎわいがあふれるまちづくりを進めていく。

一方で、中心市街地内には、神宮へのおかげ参りに因んだ「筋向橋」や「神路通り」などの歴史的資源も多く、この自然・文化資産などを活かすためには、市民だけでなく観光客も集い交流できる拠点を整備していくことが必要である。

### [2] 具体的事業の内容

#### (1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

#### (2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の名称及び実施時期	その他の事項
[事業名] 文化資源保存活用事業 [内容] 郷土資料館の整備及び各施設の情報発信 [実施時期] 平成19年度～	伊勢市	「伊勢市全市博物館構想」に基づき、市全体を大きな博物館としてとらえ、全域に広がる博物館や自然・文化資産などを相互に連携させて有効活用を図る。また、整備予定の郷土資料館を拠点として、博物館施設の企画展示や催し物情報、季節に応じた見どころなどを情報発信することで、施設周辺への誘客を図り、にぎわいを創出するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。	[支援措置] 中心市街地活性化ソフト事業 [実施時期] 令和3年4月～令和8年3月	区域内外

#### (2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業  
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業  
該当なし